第一号様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券通知書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　平成　年　月　日

【発行者の名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】⑵　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】⑶　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【住所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第１【募集債券に関する基本事項】⑷

１【募集要項】

⑴【債券の名称及び記名・無記名の別】

⑵【券面総額】

⑶【各債券の金額】

⑷【発行価格及びその総額】

⑸【利率】

⑹【償還期限】

⑺【申込期間】

⑻【申込証拠金】

⑼【払込期日】

⑽【申込取扱場所】

⑾【引受けの契約の内容】⑸

⑿【債券の管理会社】⑹

⒀【振替機関】⑺

⒁【財務上の特約】⑻

２【利息支払の方法】⑽

３【償還の方法】⑾

４【元利金支払場所】

５【担保又は保証に関する事項】⑿

第２【売出債券に関する基本事項】⒀

１【売出要項】

⑴【売出人】⒁

⑵【売出債券の名称及び記名・無記名の別】

⑶【券面総額】

⑷【各債券の金額】

⑸【売出価格及びその総額】

⑹【利率】

⑺【償還期限】

⑻【売出期間】

⑼【受渡期日】

⑽【申込取扱場所】

⑾【売出しの委託契約の内容】⒂

⑿【債券の管理会社】

⒀【振替機関】

⒁【財務上の特約】

２【利息支払の方法】
３【償還の方法】
４【元利金支払場所】
５【担保又は保証に関する事項】
第３【過去１年以内における募集又は売出し】⑯

債券の名称	記名・無記名の別	発行（売出）価格	発行（売出）価額の総額	募集・売出しの別	有価証券通知書の提出年月日

（記載上の注意）
⑴　一般的事項
ａ　この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
ｂ　当該通知に係る外国債等が外国債等預託証券である場合には、当該外国債等預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第１　募集債券に関する基本事項」又は「第２　売出債券に関する基本事項」に記載するとともに、当該外国債等預託証券に表示される権利に係る外国債等の内容について記載すること。
ｃ　この様式中「募集債券」、「債券」、「券面総額」及び「売出債券」は、振替外債（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第127条において準用する同法第66条（第１号を除く。）に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利をいい、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第220条第１項に規定する外国投資法人の発行する投資法人債券に類する証券及び法第２条第１項第４号に掲げるものの性質を有する有価証券に表示されるべき権利を除く。以下この様式、第二号様式、第三号様式、第五号様式、第六号様式及び第十号様式において同じ。）に係るものを含むものとする。また、振替外債については、記名・無記名の別の記載を要しない。
⑵　代表者の役職氏名
発行者を代表して当該有価証券を発行する権限を有する者（以下この⑵において「代表者」という。）の役職名及び氏名を記載すること（有価証券通知書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に代表者が署名すること。）。
⑶　事務連絡者氏名
本邦内に住所を有する者で関東財務局長から指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。
⑷　募集債券に関する基本事項
以下の記載上の注意は、外国債等のうち、法第２条第１項第１号から第３号までに掲げるものの性質を有する有価証券について示したものであり、同項第６号に掲げるものの性質を有する有価証券については、これに準じて記載すること。
⑸　引受けの契約の内容
ａ　引受人の名称及び住所を記載し、元引受契約を締結した金融商品取引業者については、その旨を明示すること。
ｂ　引受金額及び引受けの条件（買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手数料等）を記載すること。
⑹　債券の管理会社
契約により、債権管理に関し債権者のための行為をする職務（元利金の支払の遅延その他の債務不履行、財務上の特約又は弁済の受領の公告等に関する職務をいう。）又は

発行者のための行為をする職務の委託を受けた者（以下「債券の管理会社」という。）の有無及び債券の管理会社がある場合には、その者の名称及び住所を記載し、代表会社については、その旨を明示すること。

⑺　振替機関

振替機関を定めている場合には、当該振替機関の名称及び住所を記載すること。

⑻　財務上の特約

当該発行に係る有価証券において債権者保護のために設定されている特約で、一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有するもの及びその効果に変更を与えるものについて、その内容を記載すること。ただし、発行者が国である場合には、ネガティブ・プレッジ・クローズ（当該債券が全額償還されるまでの間において、既往又は将来の債権を担保するために抵当権、質権その他の担保権を設定する場合には、当該債券についても同等に取り扱う旨等を規定した条項）以外の事項を記載することを要しない。

⑼　利息支払の方法

利息の計算期間、利息支払日等について記載すること。

⑽　償還の方法

定時償還又は随時償還の時期、償還金額及びその方法、減債基金の積立方法、元金の支払が遅延した場合の付利等について記載すること。

⑾　担保又は保証に関する事項

担保又は保証が附されている場合には、その内容、条件等について記載すること。

⑿　売出債券に関する基本事項

a　以下の記載上の注意は、外国債等のうち、法第２条第１項第１号から第３号までに掲げるものの性質を有する有価証券について示したものであり、同項第６号に掲げるものの性質を有する有価証券については、これに準じて記載すること。

b　以下に掲げる事項を除き、「第１　募集債券に関する基本事項」における記載事項の記載内容に準じて記載すること。

⒀　売出人

売出しに係る債券の所有者の氏名又は名称及び住所を記載すること。

⒁　売出しの委託契約の内容

a　売出しの委託を受けた者の名称及び住所を記載すること。

b　売出しの委託契約の内容（売出しの委託手数料の額、売出残が生じた場合の処理等）について記載すること。

⒂　過去１年以内における募集又は売出し

a　この通知の提出日前１年以内における募集又は売出し（法第４条第１項の規定により届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について記載すること。

b　法第２条第１項第６号に掲げるものの性質を有する有価証券については、ａに準じて記載すること。